

射水市空家等管理活用支援法人の指定について（概要）

1 趣旨

空き家の増加や老朽化が進行する中、空き家対策を一層進めていくためには、公民が連携して空き家の発生抑制や適正な管理、利活用に取り組む必要がある。

本市では、空き家を利活用した開業や移住への関心が高まっている機運を逃すことなく、移住施策と連携しながら空き家の利活用を促進させていくため、空家等の管理・活用に積極的に取り組む民間法人が公的な立場から活動しやすい環境を整備し、支援法人を指定するものである。

2 指定法人の概要

(1) 法人名称

一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会（富山県射水支部）

(2) 代表者

理事長 井上 幸一（射水支部長 串田 有弘）

(3) 法人の所在地

東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 1 号
（富山県射水支部 富山県射水市大江 4 3 6 番地）

(4) 法人の概要

当法人は、全国各地に支部を設立しており、建築業・不動産業・弁護士・司法書士・行政書士・解体業等が会員となって構成して、調査・予防・管理・活用・解体・士業をワンストップで対応できる環境を構築し、全国のネットワークで様々な事例を共有しながら空き家問題の解決を図る団体である。

3 業務内容

- ① 空き家等の所有者や活用希望者等への情報提供や相談
- ② 空き家等の管理や活用に関する普及啓発
- ③ 所有者からの依頼に基づく空き家等の管理や活用
- ④ 空き家等の所有者の探索
- ⑤ 空き家等の管理・活用に関する調査研究

4 指定の期間

令和 6 年 7 月 2 6 日から令和 9 年 7 月 2 5 日まで（3 年間）